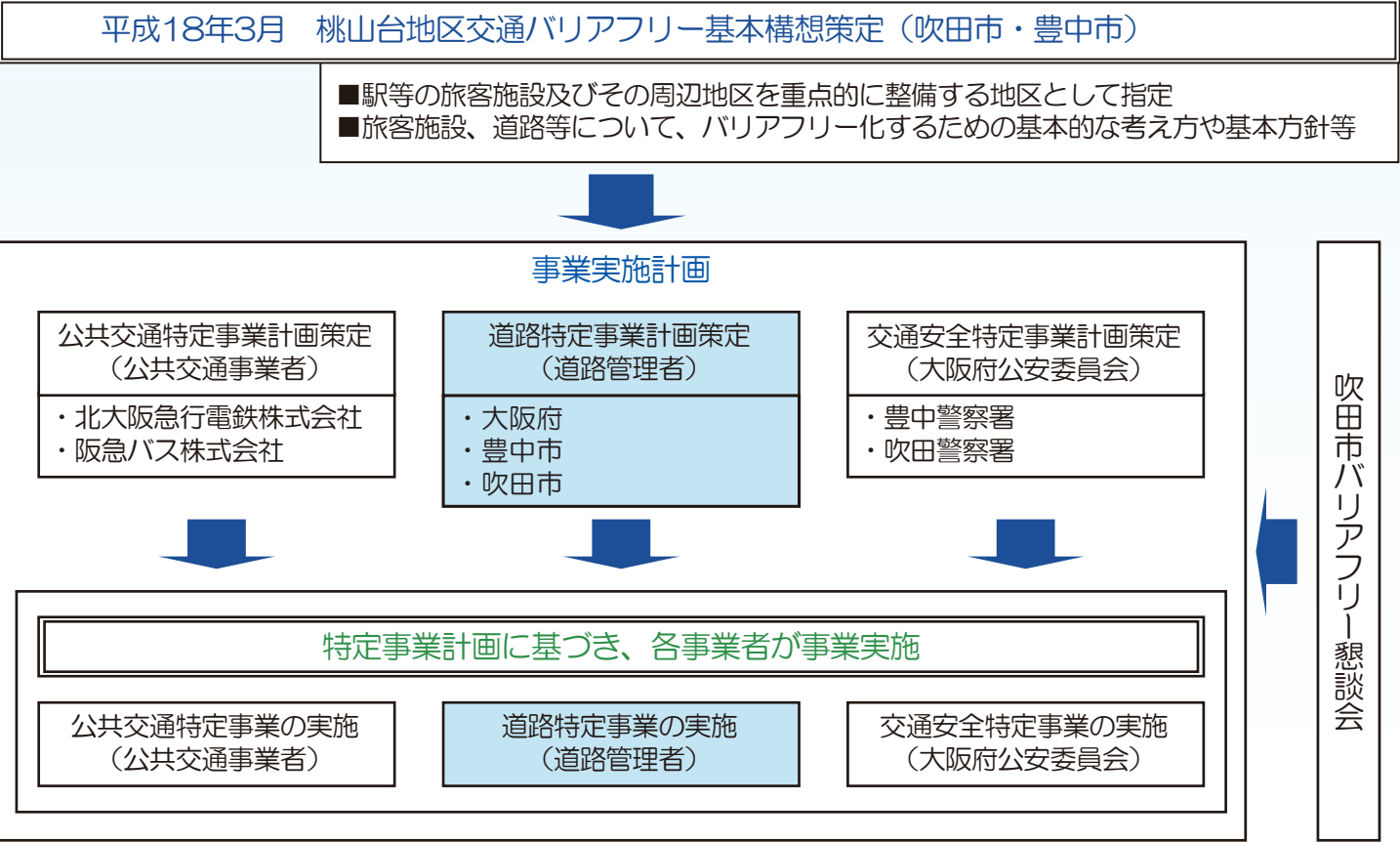


吹田市では、平成13年度（2001年度）から「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）に基づき、市内14駅すべての駅周辺地区の基本構想を策定いたしました。平成18年（2006年）3月に策定した桃山台地区の基本構想をもとに、平成21年（2009年）6月に吹田市が管理者となる歩道（市道）の道路特定事業計画（桃山台地区）を作成し、この計画に基づき、だれもが安全で安心して移動できるよう事業実施を進めていきます。



●桃山台地区のバリアフリーの取り組み



●桃山台地区の概要

○特徴的な課題

桃山台地区は丘陵地に位置しています。中でも桃山台駅の改札階は、地上を通る新御堂筋（国道423号）の側道と地下を走る新御堂筋の本線の間の狭いスペースに位置するため、駅構外から改札階、ホームへの通路に垂直移動が多くなっています。車いす利用者の移動経路としては駅の東口からホームまでの階段昇降機が整備されてはいますが、高齢者などにとっては階段しかなく、駅構外から改札口までの長い距離を移動する必要があります。

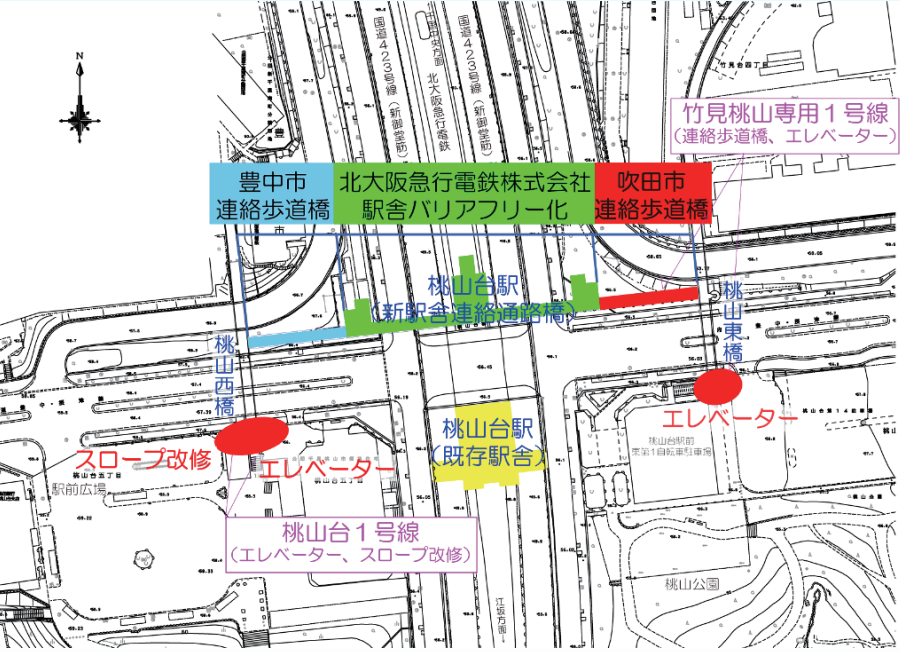
○特徴的な整備方針

桃山台駅は既存の駅舎におけるバリアフリー化整備ができないため、桃山台橋の北側に新たな駅舎を設けることとなりました。駅利用者の安全を確保するため、新駅舎を橋上化し、新御堂筋を横断する連絡通路橋により歩行者の安全確保及び乗降客の利便性を向上させることになりました。吹田市では、既存の歩道橋と新駅舎を結ぶ連絡歩道橋やエレベーターを設置するなど駅だけでなく、駅周辺も含め関係機関と協力しながら一体的にバリアフリー化を進めていきます。

【桃山台駅周辺イメージ図】



●桃山台駅周辺のバリアフリー化整備



【吹田市の事業計画概要】

- 連絡歩道橋（その他経路）
○延長 約 L=30.0m
[桃山台駅舎連絡通路橋 ～ 竹見桃山専用1号線(桃山東橋)]
○幅員 W=3.00m
- エレベーター
○設置数 2基
・竹見桃山専用1号線(桃山東橋)
・桃山台1号線(桃山西橋)

用語の解説

- ※1 特定経路：特定旅客施設と高齢者や身体障がい者等がよく利用する施設（以下「主な施設」とする）を結ぶ主要な経路を位置づけたものです。平成22年（2010年）を目標に、誰もが安全で安心して移動できる歩道のバリアフリー基準を満たすよう整備を進めます。
- ※2 準特定経路：特定旅客施設と主な施設を結ぶ経路のうち、現状のまちなみや地形的制約等により部分的にバリアフリー基準を満たす事が困難な経路を位置づけたものです。中長期的には基準に近づくよう努めながら整備を進めます。